

## 日本・ベルギー租税条約

### 1 日本・ベルギー租税条約

日本とベルギーとの租税条約（以下「ベルギー条約」という。）は、昭和43年3月に署名され、昭和45年4月に発効している。その後、昭和63年11月にベルギー条約の一部を改正する議定書が署名され、この議定書は、平成2年11月に発効している。この議定書以降、ベルギー条約は改正もなく現在に至っている。

### 2 親子会社間配当の限度税率

ベルギー条約は、全体として、日本が締結している他の租税条約と比較して特に目立った特徴があるとはいえないものであるが、あえてベルギー条約の変則的な点を挙げると、昭和63年の改正の際に、配当条項（同条約第10条）の親子会社間配当に係る限度税率が、日本側とベルギー側で異なっていることであろう。

この規定において、親子会社間配当の定義は両国において共通である。すなわち、「配当の受領者が、当該配当が支払われることとなる日に先立つ6か月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権ある株式の少なくとも25%を所有する法人である場合」の配当がこれに該当することになる。

この親子会社間配当の限度税率は、日本側が10%，ベルギー側が5%とベルギーにおける限度税率が日本よりも低く規定されている。なお、親子会社間配当以外の一般配当の限度税率は、両国とも同じで15%となっている。

一般に、租税条約を締結する場合、その基本となる考え方は相互主義ということであるが、ベルギー側の要望により自国の限度税率が低くなつたということに対して、日本から異議が出る話ではない。

このような状況になった背景として、課税当局によれば（平成元年『改正税法のすべて』230頁）では、親子会社間配当に係る限度税率が日本とベルギーとで異なっているのは、親子会社間配当の限度税率を引き下げるにより日本からの投資を誘致したいという理由から、片務的にベルギー源泉配当については限度税率を5%としたいというベルギー側の意向によるものと、説明している。ベルギーは、ベネルクス3国を構成するオランダを意識して、日本・オランダ租税条約における親子会社間配当の限度税率が5%であることから、競争上のバランスを保つ必要があったことがその背景と推測されている。

### 3 ベルギーの租税条約ネットワーク

前述のとおり、ベルギーとオランダは、隣接しているが、両国共に、資源がなく、外国資本の誘致に熱心である点では共通している。そこで、その手段の一つとして租税条約が利用されている。そのことは、前述のベルギー条約における親子会社間配当の限度税率に対するベルギー側の譲歩でも明らかである。

最近の動向として、ベルギーは、2003年12月に香港との間の租税条約に署名している。この

# Topics of International Taxation

香港・ベルギー租税条約（以下「香港条約」という。）は、一般にいわれる所得税租税条約である。香港は、税率の低いタックスヘイブンといわれる地域であり、また、中国の一部であるという理由から、これまで外国と租税条約がない状態であった（中国政府の締結した日中租税条約及び米中租税条約等は香港に適用されない。）。なお、香港は、ベルギーに続いて2005年9月にタイとの間で租税条約に署名している。

そこで、次に、この香港条約の両国の思惑は何かということになる。租税条約を利用する場合のメリットは、源泉地国となる国における課税の減免を受けることができるということである。なお、この香港条約は、基本的にはOECDモデル租税条約タイプのオーソドックスな内容である。

香港における課税を考えると、香港自体税率も低く、ベルギーから香港に投資を行ったとしても、香港国内法の適用さえも税負担が軽いことから、ベルギー企業にとって香港租税条約による課税の減免はそれほどの恩典ということにはならない。したがって、ベルギーは、香港からベルギー向けの投資を促進することを目的として租税条約を締結したと考えるのが妥当なところであろう。

もう一つ別の動きとして、日本との間に租税条約のない台湾が締結している租税条約は、対英國、インドネシア、オーストラリア、オランダ、ガンビア、シンガポール、スワジランド、ニュージーランド、ベトナム、マケドニア、マレーシア、南アフリカであり、この他に、スウェーデン、セネガル、タイ、パラグアイ、フィリピンとの間に租税条約の署名が行われている。最近は、2004年10月に台湾とベルギーの間で租税条約の署名が行われている。

上記に掲げた国の中、ベルギーとタイは香港とも租税条約を締結しており、台湾と香港は、ベルギーとタイを介して日本との間に租税条約のネットワークが繋がっていることになる。

このように考えると、ベルギーは、香港からベルギー国内に対する投資という意味もあるうが、ベルギー経由で、他のEU諸国、台湾、日本等との間の租税条約のネットワークを利用することも想定しているではなかろうか。

日本と英国の間では新日英租税条約が締結されたが、この新条約では、この租税条約を第三国の居住者が不正に利用することで条約の恩典を享受することを制限する特典制限条項が規定されている。したがって、台湾居住者が、台湾・英国租税条約と新日英租税条約を利用して日本に投資したとしても、日本における課税の減免を受けることは難しいといえる。

しかし、ベルギー条約は、最近の租税条約ではないことから、投資所得条項（配当所得・利子所得・使用料所得）に、租税条約の不正利用防止のための概念である受益者概念も規定されておらず、香港居住者又は台湾居住者から見て、ベルギー条約が対日本投資のルートの一つになる可能性も否定できない。

今後は、現在進行中である日本・オランダ租税条約改正の動向とリンクしてベルギー条約を考える必要があろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好